

平成17年度 年度計画

国立大学法人浜松医科大学

平成17年3月31日

平成17年度国立大学法人浜松医科大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○平成17年度の学生収容定員は別表のとおり

【学士課程】

- ①医学科ではPBLチュートリアル教育を学年進行に伴って推進する。
- ②医学科のPBLチュートリアル教育においては、実施にあたって、(1) コアカリキュラムに基づく厳選された課題の作成に努めること、(2) チューターの確保及び養成に努めること、(3) PBLチュートリアルと講義の適正なバランスを追求すること、また、(4) 実施のための部会に加え、評価部会で、常に結果を検証し、実施のための部会と協議し、柔軟な姿勢で改善に努める。本学に最も合った浜松医大方式のPBLチュートリアル教育の構築を目指す。
- ③看護学科では、学年進行に伴い新カリキュラムの実施を推進するとともに検証を行い、また、卒業時看護実践能力の到達目標を作成し、授業内容を精選するための計画を作成する。
- ④新入生オリエンテーション、医学科3年次生の医学概論Ⅱ及び4年次生の臨床前体験学習において、事例に基づいて医の倫理について教育を行うとともに、その検証を行う。
- ⑤大部分の学生が医師、看護師になるとの観点から教養教育のあり方及び授業科目の精選方法について検討する。
- ⑥学部課程の留学生、交換留学生、特別聴講学生等を適切に受け入れて、学部の国際化を図る。また、海外の臨床実習の情報提供を行い、単位互換を進めることにより学生の海外派遣を推進する。
- ⑦情報処理能力を育成するため、情報教育の内容を検証するとともに、修得すべき情報リテラシーの目標及びその達成度調査方法の検討を行う。
- ⑧学生による授業評価、卒業生に対するアンケート調査、卒後臨床研修の指導者による評価、学生の就職先の意見等必要な調査を行ない、本学における教育、入試の大局的な検証を行う。

【大学院課程】

- ①学生にその研究遂行を通じ、関連分野の高度の専門的知識と技術を習得させ、研究者の育成を図る。
- ②学内研究発表会を充実させ、風通しのよい学内研究環境を構築する。

- ③大学院課程に留学生、交換留学生、特別研究学生、研究生等を積極的に受け入れ、大学院の活性化及び国際化を図る。このため、大学院博士課程に秋期入学制度を導入する。
- ④医の倫理委員会、ヒトゲノム遺伝子解析研究倫理委員会、組換えDNA実験安全委員会等への申請方法に工夫を加え、かつ適切に審査することにより世界医師会による「ヘルシンキ宣言」に示された倫理規範及び「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針」等にのっとり研究指導を行う。
- ⑤教育の成果、効果等を個々の大学院生の業績、進路を中心に検証する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ①入学者選抜の実施方法及びその内容と入学後の成績・進路との関連等の観点から、その有効性等について前年度に引き続き検証する。
- ②全学的な連携協力体制を維持し、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施する。
- ③入試広報用資料を充実させるとともに、積極的な広報活動の展開を図る。
- ④大学説明会を充実させ、本学の入学者選抜方法及び教育研究の内容等を周知する。
また、高校生への授業開放を継続するとともに、要望に応じ、いわゆる「出張授業」を実施する。

2) 教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ①学年進行中の医学科カリキュラムについて、学生、教員、実習機関等の意見を聴取し、カリキュラム改善策を検討する。
- ②社会情勢の変化（看護実践能力の卒業時到達目標の設定、看護学科の専門教育へのPBLの導入、看護職の裁量権や業務の拡大、国家試験問題出題規準の変更など）への対応方法を検討し、部分的に実施する。
- ③救急対応のプライマリーケア教育を、救急医学及び関連診療科の参加のもとに行う。
- ④カリキュラム改正に伴う6年次の臨床実習の整備充実を図ると共に、PBLチュートリアル導入カリキュラムで育った学生の資質等を考慮した卒前臨床実習の検証、改善を開始する。
- ⑤附属病院看護部との看護連絡会議を立ち上げ、臨地実習の問題点を検証し、その改善を図ると共に実習機材を充実する。

3) 教育方法の改善に関する具体的方策

- ①一般教育科目で、習熟度別クラス分けを一部導入した少人数教育の実施を図る。
- ②教養教育にチュートリアル教育につながるような、少人数教育を組み込むことを検討するとともに、基礎的な論理的思考能力及び討論能力（ディベート能力）を育成するための教授方法について検討する。
- ③静岡県内の大学や研究所が参加する連携授業及び共同授業に参加し、その状況を検証する。

4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ①医学科第4学年の修了認定において、共用試験の結果を加味した新しい認定基準を適用し判定を行う。
- ②看護学科学生の成績評価の方法、評価基準について、学生に対する説明方法を含め検討する。

5) 卒後教育との有機的連携に関する具体的方策

- ①臨床研修センター、静岡県内の病院、診療所、保健所、介護老人保健施設などと協力して優れた研修システムを作り、より多くの研修医を受け入れるよう努力する。
- ②適正な医師配置のための行政、県内病院、大学からなる委員会において、卒後研修終了後の専門家養成教育システムの検討を行う。
- ③看護学科と附属病院看護部の合同勉強会において、卒後教育を含めた看護教育についての討議を行う。

【大学院課程】

1) 多彩な入学者を確保するための入学者選抜を実現するための具体的方策

- ①大学院設置基準第14条特例による社会人受入れ状況及び長期履修制度の活用状況を検証する。
- ②社会人入学制度（昼夜開講、長期履修制度）を広く周知するため、ホームページの更新等広報活動を拡充する。

2) 教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ①大学院博士課程部会で、大学院教育と連携した各種の勉強会、症例検討会、技術講習会等について調査し、ホームページ等で広報し学生の参加を促す。
- ②修士課程の高度看護実践コースの履修者の増加を図る。
- ③博士課程及び修士課程の14条特例対象学生数、授業実施状況、教育効果、教員の負担等について検証結果の取りまとめ及び改善策の検討を行う。

3) 教育方法の改善に関する具体的方策

- ①修士課程の各専攻、研究単位ごとに具体的な教育研究指導目標、内容を明記した「指導内容冊子」を毎年改訂し、これに基づき研究指導、教育を行う。
- ②学生の研究会、講演会などへの出席を促すため、旅費の支給等の支援策を検討する。またメール配信や学内放送など周知方法の改善を図るとともに、研究会、カンファレンス等での発表を推奨する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ①責任ある教育体制の確立を図るため、教員の教育活動等の評価を試行する。

2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ①講義室のビデオプロジェクター、放送機器等の整備及び情報教育機器の充実を図る。
- ②学生の診療技術の自主的学習のため、生体シミュレータ等を備えたクリニカル・スキル・ラーニングセンターの設置を計画する。
- ③電子資料の導入促進及び利用促進を行うための機器設備の整備計画を策定する。
- ④学内情報関連組織及び施設の統合についての検討をする。
- ⑤他機関との相互協力体制を推進するため、静岡県医療機関図書室連絡会の拡大を図る。また、市民へのサービス拡大を検討する。

3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ①学生による授業評価及びその集計の自動化を図り、評価結果を迅速に授業改善に反映できる体制を整備する。
- ②大学院課程の研究指導評価の在り方を検証する。
- ③教育の質の改善に係る教員の教育活動等の評価方法を検討し、実施可能なものについて試行する。
- ④FDにおいて臨地実習指導能力向上を目的に、学外実習施設を含めた研修を企画し実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①学生委員会において「何でも相談窓口」の利用率と相談内容を年1回、定期的に検討して、相談窓口の増減、相談時間の設定など、より良いシステムの構築を目指すとともに、指導教員制度について調査及び検討を開始する。
- ②保健管理センター及び学生委員会において、メンタルヘルスケア対策の一層の充実を図る。

- ③学生に対し「医学生総合保険」又は「看護学生総合保険」への加入、B型肝炎ワクチン、BCG等の接種を推進するとともに安否確認システムの運用を開始する。
- ④学生の生活状況実態調査の結果を基に、入学料、授業料免除制度の改正を含め、効率的、効果的な学生支援策を作成する。

2. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

- ①メディカルフォトンクスと光イメージングを含むオプトロニクス(知的クラスター)の医学応用を目指す共同研究を更に推進する。
- ②COE研究担当人材を充実する。(ポスドク研究員5名、産学連携推進研究員4名、リサーチアシスタント10名)
- ③光医学研究の国際シンポジウムを2回開催する。
- ④下記のテーマについて、研究を編成し、推進する。
 - a) 光の医学応用
 - b) 遺伝子、分子レベルでの疾病と疾病リスクの解析
 - c) 細胞、組織の再生の推進
- ⑤遺伝子解析情報を用いた創薬並びに診断方法、治療方法の研究開発(3件)に取り組む。
- ⑥PETを用いた共同研究の課題を広げ、PET導入のための調査を進める。
- ⑦癌の光治療に使用する目的の新しい色素の開発研究を進める一方で、遺伝子可視化試薬の実用化を進める。
- ⑧基礎研究者が学内で研究発表する場を設ける。(2回)
- ⑨発表に対して競争的に研究補助資金を配分する。(2回)
- ⑩重点的に選択した基礎研究グループ(3グループ)に研究スペースの長期貸与を行う。
- ⑪国際共同研究を広く募るための広報活動を行い、国際共同研究を実施する。
- ⑫国際学会参加者の学内発表会を開く。
- ⑬国際学会や国際学術誌編集の委員を務める。
- ⑭共同研究員の身分規程や入構規程の整備を行い、新たに一部に研究員申請資格を与え、研究員を積極的に受け入れるための広報活動を行う。
- ⑮企業研究者にCOE講演会や大学院講義を(10回)開催し、本学教員と企業研究者とのセミナー方式のグループ交流を(5回)推進する。

2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ①教員の研究業績等に関する情報の収集を進める。
- ②大学の研究活動一覧の内容を充実させ、ホームページに公表し、講座等の紹介欄を増やす。
- ③外部専門家の参加により知財活用推進本部を補強し、研究成果の民間への技術移転を推進する。
- ④産学連携の交流会に参加し、新開発の装置等の広報を行う。
- ⑤ホームページを設けたり、TLO 及び JST のデータベースに登録し、技術移転のための広報活動をする。また、金融機関との提携を図り、企業とのマッチングを目指す活動を実施する。
- ⑥光医学・光医工学の研究開発を担う人材の育成を重点的に行う。
- ⑦メディカルホトニクスコースの運営会議の検討結果を踏まえて、技術講習会（大学、研究所、企業等の研究・開発・技術の関係者対象）及びイメージング技術実習（同研究実務者対象）を効果的に実施する。
- ⑧テレパソロジーシステムの問題点を調べ、関連医療機関と意見交換する。
- ⑨遠隔診断システムの健常者及び患者による試行を進める。
- ⑩癌や難病に関する市民講座や相談会を（5回）開催する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ①光・ゲノム・癌について、他大学の動向を考慮して独自の方向性を提示する。
- ②研究者の配置に関する希望とマッチングについて調査し、実現の方向を探る。
- ③人員配置の移動の実施に向けた検討をする。

2) 研究環境の整備及び実施体制に関する具体的方策

- ①学内共用研究施設の使用状況を調査し、実態に合わせた改善策を検討する。
- ②学内共同施設の研究機器等の導入・更新計画を作成する。
- ③研究者のニーズを調べて、それに対応した学内共同施設の技術支援情報を Web サイトやパンフレットに掲示する。また、支援技術職員の研修の取組を進める。
- ④若手研究者の国際学会における発表、外国との共同研究、研修への参加及び研究プロジェクトなどを資金面で支援するシステムを構築する。

3) 研究資金の獲得及び配分システムに関する具体的方策

- ①競争的資金獲得のため、職員、大学院生等の有資格者は、科学研究費補助金等へ積極的に応募する。
- ②企業や他研究機関等との共同プロジェクト研究を立ち上げるための誘致活動を行

い、成立した事例はホームページで公開する。

- ③受託事業に関する学内規程を整備し、制度や手続等をホームページに掲載する。
また、受託事業に配慮した上で、受託事業の相手方等についても公開し、その他、企業等の行う活動に協賛、共催などの形で協力したものについても掲載する。
- ④講座の枠を越えたプロジェクト研究を募集し、これに研究費を配分する。(3件)
- ⑤プロジェクト研究やプロジェクト研究への発展を目指す萌芽的研究を学内公募し、選択的に研究費を配分する。(5件)

4) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ①教員の研究活動の評価項目を検討し、情報収集及び質の高い研究者を支援するための制度を試行する。
- ②ヒアリングを試験的に実施し、それによる評価の問題点を検討する。

3. その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ①商工会議所やファルマバレー構想との連携活動を実施する。
- ②地方公共団体の関係委員会等へ参画して、医療施策の企画立案に携わり、地域の医療の向上や地域住民の生涯教育の推進に寄与する。
- ③地域の病院や保健所等医療機関の関係者を対象に、研修会や講習会を実施する。
- ④県や市の医師会が主催する研修会等へ講師を積極的に派遣する。
- ⑤地元新聞社との共催による公開講座及び本学主催の公開講座を改良して継続する。また、必要に応じて民間企業や医療機関とも連携する。
- ⑥地域の中高校生対象の「ふれあいサイエンスプログラム」を継続実施する。(2回)

2) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ①外国人研究者、留学生のための宿舍の整備を計画的に実施する。
- ②国際交流基金奨学金等を継続するとともに、基金の増加策を検討する。
- ③英文ホームページによる大学紹介の充実を図る。
- ④特別研究学生、特別聴講学生及び客員研究員の受入れ、派遣を推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 患者中心の医療の実践を達成するための具体的方策

- ①化学療法部並びに外来化学療法センターを新設し、化学療法についての教育・運営を充実させる。
- ②患者等の意見を聴き、アメニティに配慮した施設整備・改善を行う。

③薬剤管理システムを改善し、一層安全確保・効率化を図る。

2) 地域社会医療への貢献を達成するための具体的方策

①病診連携を拡大し、診療報酬上紹介率 50%以上を確保する。

②講演会、研修会等を地域医療機関にも周知し、参加を促進する。

③開放型診療をスタートさせ、地域の医師と共同で診療にあたる。

④引き続き指導医講習会を企画・実施し、研修医の研修充実を図り、地域医療に貢献する。

⑤中越地震の医療体制を分析し、緊急時のシミュレーションを行い、災害対策マニュアルに必要なことを盛り込む。

3) 医療人の育成を達成するための具体的方策

①各診療科で実施するカンファレンス、研修会及び講演会等を広報し、誰でも参加できるようにする。

②双方向性の評価システムを見直し、より良いシステムを目指す。

③近隣の病院とのスタッフの交流研修を計画・実施し、スタッフの質の向上に努める。

4) 高度な医療の提供を達成するための具体的方策

①医師への高度先進医療に関する情報を提供し、申請・承認件数の増加に努める。

②稀少難病患者のためのカウンセラーを養成し、在宅医療、社会復帰などを支援する。

5) 健全な病院運営の確立を達成するための具体的方策

①病院運営の組織を見直し、適正な人員配置に努める。

②管理会計システムを充実させる。

③病院再整備計画プロジェクトチームを中心として、具体的な再整備計画を策定する。

6) 患者が安心して治療を受けられる施設の確立を達成するための具体的方策

①スタッフ間のミーティング等により意志疎通の向上を図るとともに、指導医による研修医等への指導体制を強化する。

②医療事故防止マニュアルをわかりやすく整理、改訂し職員に周知するとともに、医療安全に関する研修を充実させる。

③ヒヤリ・ハット事例を分析して医療事故の発生原因を究明し、医療事故防止策を策定する。

- ④引き続き近隣の病院との相互チェックを実施するとともに、指摘のあった事項の改善する。
- ⑤ホームページを改訂し、病院案内や医師の専門分野等を出来るだけわかりやすく掲載する。
- ⑥インフォームドコンセントに関する研修会を実施し、医師のレベル向上を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 運営組織の効率的・機動的な運営等に関する具体的方策

- ①各企画室（経営、研究推進、教育、調査・労務、情報・広報、病院運営、総務）において所掌業務に関して企画・立案を行い、大学運営に反映させる。
- ②各企画室の連絡調整を図るため、必要の都度総合企画会議を開催する。また、危機管理会議を設置し、リスクマネジメントの状況を検証する。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ①組織の見直しの参考となる評価の在り方について検討する。
- ②学部の講座の改組等に伴い、大学院博士課程担当教員の見直しを行うとともに、大学の教員組織の見直しに伴う准教授の大学院研究指導について検討を開始する。
- ③診療との関連を配慮しつつ、附属病院における教育及び研究の在り方を検討する。

3. 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ①教員の再任時における資格・基準の導入結果を分析し、改善に向けて問題点を検証する。
- ②教員構成の調査結果を分析し、教育・研究・診療組織における人員構成の見直しに向けて問題点を検証する。
- ③研修実態調査及び研修制度の導入結果を分析し、改善に向けて問題点を検証する。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ①財務会計システムを拡充する。
- ②物流管理システムを引き続き拡充する。
- ③人事課及び病院管理室を設置した成果を検証するとともに、法人化後の業務処理

と事務処理体制が適正であるか検証し、事務組織のあり方を検討する。

④16年度の検討を踏まえ、外部委託を実施する業務を決定する。

⑤策定した計画に基づき研修を実施するとともに、研修成果のフィードバックを図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①科学研究費補助金、奨学寄附金、委託研究費及び共同研究など外部資金の増加を図るための方策を引き続き検討し、実施する。

②自己資産の活用により自己収入の増加を図る。

③発明協会等の発明相談の制度を利用して、学内の発明シーズの発掘を促進させ、本学帰属特許の増加を目指し、将来の特許収入の獲得を図る。また、技術職員の特許申請を奨励する。

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①予算の執行状況を常に把握し、予算の有効利用に努める。

②人件費の有効活用を促進する。

③情報の電子化等、ペーパーレス化の具体案を検討する。

④光熱水料の節約の啓発活動を推進する。

⑤契約方法等の見直しを実施する。

⑥管理会計システムを本稼働し、附属病院の費用効果の改善に努める。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①施設の効果的活用を図るために、施設利用状況調査データの入力とリンク付けを行うとともに、設備機器情報データの入力とリンク付けを計画する。

②重要資産の危機管理対策について検討する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①中長期的視点に立った自己点検・評価のための規則や組織を整備する。

②自己点検・評価の実施計画を策定する。

③教職員の教育・研究・診療等の業績を総合的に評価する基準を作成する。

④評価結果を反映する学内組織の再編成・配置転換等の改善策を検討する。

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①広報誌である大学概要及び学報・ニュースレター等を刊行するとともに、本学ホームページ上に掲載し、学内外への広報を行う。
- ②初年度に確定された大学データベースの項目について、電子計算機上で機能させるための論理スキーマを構築する。また、データベースの集計機能及びデータエントリのためのユーザインタフェースについて検討を行いながら、システムの実験的な導入を試みる。
- ③現在の研修医の意見を「研修医便り」として広報し、更にHPを充実させる。研修希望者と直接質疑応答を行う臨床研修プログラム説明会を開催する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- ①施設の利用状況を把握するために、新しい利用状況調査票に基づき立入調査を実施する。
- ②施設の要修繕箇所情報に基づき、ライフサイクルコストを考慮したメンテナンス・機器更新に関する維持保全整備年次計画を作成し、実施に努める。
- ③施設の安全を確保するために、建物の耐震改修計画に基づき、改善の実現に努める。また、設備については、洗い出された防災点検項目に対し点検を実施する。
- ④施設の社会的要請への取組として、人に優しいキャンパス作りの方策を基に改善の実施に努める。
- ⑤エネルギー消費の削減を図るために、省エネ型機器への変更の年次計画を立案し実施に努める。
- ⑥エネルギー消費量の把握・分析をするために、エネルギー使用状況詳細データを得るための必要事項の措置を講じる。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①衛生管理者等の学内巡視結果に基づき、安全衛生教育の強化を図る。
- ②労働安全衛生法に伴う環境測定及び設備の定期点検結果に基づき、学内施設等の改善に努める。

3. その他の目標を達成するための措置

(1) 教職員のモラルの向上に関する目標を達成するための措置

- ①倫理規程を検証するとともに、ガイドラインを策定する。
- ②セクシャル・ハラスメント等の防止のための啓発活動をさらに充実させる。

(2) その他の目標を達成するための措置

- ①ボランティアの活動要領を整備し、受入れ体制を整える。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

13億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

医学部附属病院における基幹・環境整備及び病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 基幹・環境整備	総額 3 3 3	施設整備費補助金 (1 9)
・ 病院特別医療機械		長期借入金 (2 8 2)
・ 小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (3 2)

(注1) 金額は見込であり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ①全学的に教員任期制の導入を一層推進する。
- ②職員の資質向上を図るための研修を充実させる。
- ③多様な人材の確保を図る。
- ④適正な人事管理を推進し、人件費の効率的運用を図る。

(参考1) 平成17年度の常勤職員数 879人(役員を除く)

また、任期付職員数の見込を80人とする。

(参考2) 平成17年度の人件費総額見込 8,156百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,235
施設整備費補助金	19
施設整備資金貸付金償還時補助金	130
国立大学財務・経営センター施設費交付金	32
自己収入	11,923
授業料及入学金検定料収入	620
附属病院収入	11,085
雑収入	218
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	741
長期借入金収入	282
計	18,362
支出	
業務費	16,074
教育研究経費	4,803
診療経費	10,001
一般管理費	1,270
施設整備費	333
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	741
長期借入金償還金	1,214
計	18,362

[人件費の見積り]

期間中総額 8,156百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	17,657
經常費用	17,551
業務費	16,062
教育研究経費	954
診療経費	6,155
受託研究費等	277
役員人件費	174
教員人件費	3,000
職員人件費	5,502
一般管理費	467
財務費用	289
雑損	0
減価償却費	733
臨時損失	106
収入の部	18,155
經常収益	18,049
運営費交付金	5,206
授業料収益	531
入学金収益	64
検定料収益	22
附属病院収益	11,085
受託研究等収益	277
寄附金収益	422
財務収益	0
雑益	112
資産見返運営費交付金等戻入	28
資産見返寄附金戻入	25
資金見返物品受贈額戻入	277
臨時利益	106
純利益	498
目的積立金取崩益	0
総利益	498

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	19,937
業務活動による支出	16,597
投資活動による支出	551
財務活動による支出	1,214
翌年度への繰越金	1,575
資金収入	19,937
業務活動による収入	17,793
運営費交付金による収入	5,235
授業料及入学金検定料による収入	620
附属病院収入	11,085
受託研究等収入	277
寄附金収入	464
その他の収入	112
投資活動による収入	181
施設費による収入	181
財務活動による収入	282
前年度よりの繰越金	1,681

